

平成20年第3回邑南町議会定例会(第12日)会議録

1. 招集月日 平成20年 3月 3日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成20年3月21日(金) 午前 9時30分 閉会 午後 2時57分
4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	田中雅文	2番	辰田直久	3番	(欠員)	5番	池田宗雄
6番	松本 正	7番	森口美光	8番	岸 博道	9番	亀山和巳
10番	日高 學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	藤原光三
14番	日高 亘	15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎	17番	桑野剛司
18番	日高勝明	19番	三上 徹				

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 17名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1番	田中雅文	2番	辰田直久	5番	池田宗雄	6番	松本 正
7番	森口美光	8番	岸 博道	9番	亀山和巳	10番	日高 學
11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	藤原光三	14番	日高 亘
15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎	17番	桑野剛司	18番	日高勝明
19番	三上 徹						

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋良治	副町長	山本忠徳	教育長	南原慎人
総務課長	日高禎治	定住企画課長	大田文夫	財政課長	桑野 修
情報推進課長	石原保夫	町民課主査	田中節也	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	荒河勝洋	建設課長	洲濱芳文	水道課長	秋田勝秀
保健課長	竹内小代子	学校教育課長	日野原利郎	生涯学習課長	平川 進
会計管理者	服部忠司	瑞穂支所長	松川好史	羽須美支所長	三上 喬
教育委員長	日高 隆				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局主任主事 本多真由美

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
9番	亀山和巳	10番	日高 學

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成20年第3回邑南町議会定例会議事日程(第12日)

平成20年3月21日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第1号 自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書採択に関する陳情書

日程第4 議案の討論、採決

議案第11号 邑南町ふるさと寄附条例の制定について

議案第12号 邑南町情報通信施設条例の制定について

議案第13号 邑南町電気通信事業基金条例の制定について

議案第14号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第15号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第16号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第17号 邑南町特別会計条例の一部改正について

議案第18号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第19号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第20号 邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について

議案第22号 邑南町香木の森公園条例の一部改正について

議案第23号 指定管理者の指定について(農村公園)

議案第24号 工事請負契約の締結について(平成19年度まちづくり交付金事業矢上地域交流センター(仮称)建築工事)

議案第25号 工事請負契約の締結について(平成19年度まちづくり交付金事業矢上地域交流センター(仮称)機械設備工事)

議案第26号 工事請負契約の締結について(平成19年度まちづくり交付金事業矢上地域交流センター(仮称)電気設備工事)

議案第27号 平成20年度邑南町一般会計予算について

議案第28号 平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について

議案第30号 平成20年度邑南町老人保健事業特別会計予算について

議案第31号 平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第32号 平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成20年度邑南町下水道事業特別会計予算について

平成20年第3回邑南町議会定例会追加議事日程(第12日)

平成20年3月21日(金)

追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第35号 指定管理者の指定について(クラフト館等)

追加日程第2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第4号 農業委員会委員の推薦について

発議第5号 自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書の提出について

追加日程第3 常任委員会委員の選任について

平成20年第3回邑南町議会定例会追加議事日程(第12日)

平成20年3月21日(金)

追加日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

平成20年 第3回 邑南町議会 定例会(第12日)会議録

平成20年3月21日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成20年第3回邑南町議会定例会第12日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布しておりますとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番、岸議員、あ、ちがうわあ、ごめん、もとい、9番亀山議員、10番日高學議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

●議長(三上徹) 日程第2、一般質問。昨日に引き続きまして一般質問を行います。一般質問を行う前に一言お願いを申し上げます。この前からちょっと傍聴席の方のマイクといたしますか、スピーカーといたしますか、ちょっと聞こえにくいということでございますので、ボリュームをほんとは上げたいところですが、ハウジングというか、こうなるそうでございますの、質問者も答弁者も、あのう、マイクを旨く使っていただいて大きな声でやっていただきたいと思います。それでは一般質問順位第9号亀山議員、登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、9番亀山でございます。今日は町長に3点まずおき、お伺いしたいと思います。ええと、平成20年度は石橋町政一期目の最終年度となりました。本定例議会の一般質問の初日、藤原議員の質問に対し、石橋町長は町民の支持が得られるならば、引き続き邑南町のトップとして町政に取り組みたいと力強く所信をのべられました。私はそのことを踏まえ、時期もさることながらこの1年を石橋町長はどのようなお考えで町政にあたられるのかをお伺します。石橋町長にとってこの3年間は合併直後の邑南町の新体制づくりに専念されるべき時期に国の司法行政に対する改革の波が重なり、たいへんな3年間であったらと推察いたします。三位一体の改革や地方交付税の減額等による危機的財政状況のため、町長が当初描かれていた邑南町のまちづくりや住民サービスの提供が思いとおりに進められなかった点も感じております。しかし、町長が受けられた想定外の状況より合併に期待した町民のダメージはもっともっと大きいものがあると思われれます。町の基幹産業といわれる農林業は米価下落や担い手不足等によりげん、すい、衰退し、緊縮財政の影響から公共事業の減少などで地域経済も衰退し、採算ベースに合わないことを理由として、周辺地域から施設や店舗がどんどん消えております。このことは以前にも申しあげて来ておりますが、こうした状況の中で町民はこの中山間地域の邑南町での官民格差の大きさを今だ感じ、憤りさえ覚える今日となっております。私はこのことを前提に置いて、20年度当初予算を提案された石橋町長の所信を3点伺いたいと思います。一つ目は合併時、行政事務の合理化や能率化を進める目的で導入された地域イントラネットの施設や庁舎内の事務機器等は初期投資のみならず毎年のランニングコストも高額におよんでおります。これを人件費削減効果や事務処理のスピード化などの観点からこれらの費用対効果を検証されたいと思います。2番目には先に申しあげたように厳しい地域経済の中で悪戦苦闘している町民は官民格差を切実に感じています。そうした中で職員組合に対する福利厚生費の公費負担がマスコミでも取り上げられ、邑南町はその実態を公表していない自治体であると報道されました。このことについて本町の現状を町民に公表し、理解を求めるなり改善するなりの対応を早期にされたいと思います。3番目には邑南町の人口規模や財政規模に対し、適正な職員数に達するまでは、超過分の人件費は町民への行政サービスを抑制するしかないのかと感じております。町行政が自主財源に乏しく、地方交付税に頼らなければならないのと同じように、町民の仕事や地域での活動も、町からの援助を押さえられれば衰退してしまうこととなります。まちづくり基本条例では協働のまちづくりや地域づくりを謳っていますが、行政の人件費は別格なのでしょうか。いずれも等しく厳しい財政状況の中でそれぞれの地方自治体の人件費はその首長の考え方や職員組合の対応で大きな違いが現れてきています。石橋町長は就任当初、自らの報酬を15%カットして、我々議会や町職員並びに町民に行政財政に、行財政改革に対する範を示されました。しかし昨年末の定例議会に提案された職員給与条例改正案議案に対し、議会は賛否同数、議長裁定でかけつて、可決ということになりました。こうした状況を踏まえ石橋町長はこれから職員組合との、労使交渉にあたって、どのような姿勢で臨もうとされているのかお伺いいたします。

●**日高総務課長(日高禎治)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** 亀山議員さんのご質問にお答えをいたします。まず1点目でございますが、合併時に行政事務の効率化を進める目的で導入した地域イントラ、施設や事務機器等は初期投資のみならず、毎年のランニングコストも高額に及んでいるというようなことで、この費用対効果、人件費削減効果、そうしたものの検証をということでございますが、地域イントラにつきましては、合併前から旧瑞穂町時代に積極的に導入を図られ、合併と同時に、邑南町の本庁、支所、公民館や

学校を結び現在事務用パソコン約300台を導入して事務に使用しております。まあ、事務的などころでのお話でございますが、まあ、これは議員ご存じのように平成12年に日本型情報技術、いわゆるIT、その社会の実現を目指す構想が打ち出され、後に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が成立したところでございます。これらの状況の中で急速に、まあ、情報化が進み、合併時期を契機に邑南町の職場でも事務用OA器機の配備を行ったところでございます。まあ、あのう、これらOA器機の更新にはできるだけ、まあ、費用をかけない方法を検討しながら現在も維持に努めているところでございます。これら、事務機器の導入による事務処理には、ええっと、まあ、個別に申しあげますと、まあ、電子メール、こうしたものによって諸会議を省略するであるとか、庁内情報等の共有化、例えば、あのう、公用車の管理状況、いわゆる今空いておるかどうかとかとか、会議室の予約であるとか、まあ、こうした点もあげられます。また文書の共有化、特に、あのう、例規集、これについては各課に約1冊、2冊から3冊までというようなことで常に、そのう、このどういいますかパソコンを開けばそれがみれるというような状況、文書の共有化、その他の共有文書、こうしたものの共有化が図られております。それから法令遵守の啓発周知、こういった点では先ほど申しあげました、例規ベースあるいはいろいろなものの法令をすぐ見れるという状況はあろうと思います。あるいは職員研修にも使っております。それから県、国等の調査回答、申請等、それで行い、まあ、出張の軽減も図っておるんじゃないかなあろうかというところも思われます。それから各種計画のデータ化によって常にそれがみれるという状況であ、だろーうと思います。あるいは源泉徴収事務の省略化であるとか、情報の入手等様々な分野で利用しておるのが現実でございます。まあ、そうしたところから、組織内ネットワークの充実を今後も、現在もでございますが、図っておるところでございます。まあ、これらは人員のみで、あのう、処理できる社会状況では現在ないというふうに思っておりますが、まあ、これを経費換算し人件費に変えるには若干その難しいところがございます。今後もIT社会は成熟していくと認識しており、事務処理の効率化について絶えず検証していく必要はあると考えております。まあ、今後のそうした点で事務的な改善策につきましては情報のデータ管理の統一化や共有化、まあ、職員数の減員を想定してのマニュアル化、研修復命の会議による職員育成などが上がってこようと思います。また、あのう、施設管理の面でございますが、保存文書量の増大により、サーバーの許容確保策として不要文書の削除、合わせて、セキュリティ対策、こうしたもんでの個人情報保護といえますか、そうしたところの職員啓発等が大切で考えてると、考えております。2点目でございますが、福利厚生費のことでございます。まあ、あのう、職員組合に対する福利厚生費の公費負担ということでご質問でございますが、これについてお答えをさせていただきます。地方公務員法の第42条におきまして、地方公共団体は職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、計画をじゅりち、樹立し、これを実施しなければならないと規定しておる法がございます。これは職員組合を特定したものではないということでございます。この法を第42条で規定しております保健あるいは元気回復、その他厚生に関する事項でございますが、保健につきましては、健康診断を実施しております。これは、まあ、あのう、使用者責任として労働安全法にも規定しており、毎年実施をしておるところでございます。次に元気回復という言葉でございますが、一般的には旅行、運動会、趣味、保養施設の設置などがあると解釈されております。通常互助会を組織して、福利厚生費として助成されているのが通例でございます。本町では、まあ、先ほどいいました議員のご質問の職員組合への福利厚生費としての助成は合併後支出してはおりません。次に共済制度につきましてでございますが、地方公務員法の第43条、ここに規定がございます。あわせて地方公務員等の共済、組合法により、地方公務員及び遺族の生活安

定と福祉の向上などを目的に共済組合制度を設けるとしており、島根県では全市町村で、島根県市町村職員共済組合が設立されております。この法に基づきまして、病院への入院などの短期給付事業とか年金支給に係る長期給付制度はあるということでございます。されに前段の地方公務員法で認められております福利厚生として、互助会事業の給付を受けることもできるわけでございますが、島根県では島根県市町村職員互助会が設置されており、これには災害見舞金、施設利用助成制度などがございます。この互助会組織は市町村長を含めた運営委員会、まあ、議決機関となっておりますが、これ、それから執行機関、あるいは監査機関、26名の体制、それと事務局で組織されておるものでございます。これは職員、地方公共団体のそれぞれで2分の1ずつを負担して運営がなされており、毎年町の一般会計予算に計上して承認をいただきながら執行しておるものでございます。先ほども申しあげましたように、ご質問の職員組合への福利厚生費としての助成は支出しておりません。なお、この島根県市町村職員互助会の事業、これにつきましては確かに公表をしなければならぬと考えておりますので、公表を予定しておるところでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 職員組合に対する、まあ、町長の基本姿勢ということが、ご質問でございますから、私の方で、まあ、こりゃあ特にお答えしなきゃいかんと思っておりますが、まあ、労使交渉についての姿勢として、まあ、町長として交渉要求があった場合は、まあ、当然、あのう、法に則つてですね、申し入れに必ずべき地位に立つ者というふうを考えております。従いまして、まあ、就任以来絶えずこの真摯に対応しているつもりでございますし、時にはやはり深夜に及ぶ交渉も随分あったわけでありましたが、これからもそういうふうに対応していきたいというふうに、まあ、思っております。なお、指摘の厳しい地域経済下、職員にはこれまで以上にですね、やはり職員の能力を向上させながら、創意工夫をしるところというふうに、まあ、指示をしているところでございます。今後も、まあ、効率的な行財政運営を進めてまいりますけれども、それと同時に私も就任以来、職員にも今の財政状況は非常に、まあ、厳しいと、まあ、こういうような話を絶えずしているところでございます。まあ、いずれにしましても大事なことは、まあ、労使間で絶えず、そのう、対立姿勢、これはやっぱりまずいというふうに思いますし、やはり邑南町株式会社でいかに、皆さま方のために役に立っていくかということを考えますと、やはりこりゃあ運命共同体ということを私は常に組合にもいっておるんですけども、一緒になって汗を流そうやと、まあ、こういうことで申しあげ、組合の皆さん方もですね、労働環境というものもやはり充分に考えていきながら、やはり職員の皆さんが働きやすい職場環境の元で邑南町の振興を図ることが、まあ、必要であろうかと、まあ、いうふうに思います。まあ、職員対いわゆる町民というような対立構造ではなくてね、職員について、職員に対していかに町民のために人材育成を図っていくか、あるいはモチベーションを高めていくかと、そのことで町民の付託にどう答えるかということが大事だというふうに思っておりますので、まあ、今後ともそういうことを進めていきたいというふうに思います。まあ、次に人件費について首長の考え方や職員組合の対応で違ってきていると、まあ、こういうご指摘もあるわけですが、まあ、確かに、あのう、市町村合併をしなかった、単独の町政、こういった自治体におきましては、交付税というのは非常に厳しい状況にあるということは、まあ、ご認識のとおりであります。それいわい、それ、その、それがためにですね、より厳しい選択を迫られているというのは、まあ、県内でもご承知のとおりだろうというふうに思います。まあ、本町は合併特例と

いうことで10年間は合併前の旧町村単位の基準財政需要額の合算にて算定するという措置が、あるにもほんとは関わらずですね、基準財政利用額が減額になっている。これそのものが減額になっていることを考えますと、合併しなかった町村の減額への対応はたいへんなものになっているというふうに思っております。まあ、これは一重にこういった三位一体のいわゆる改悪によってですね、こうは、交付税において大幅な行政経費の縮減を迫られたということにあるわけでごさいます、交付税の基準財政需要額の算定はそれぞれの項目に分けて給与費、あるいは事務費、委託料、補助金などを積み上げて、まあ、行われているわけでありますが、本町の場合はその単位費用の中で人件費においては、職員数で9%削減、一人当たり給与費では4%から6%の減額になっております。合併特例は当分の間は職員数も多くですね、旧町村からの継続事業など多くの費用が必要となること、あるいは新町になったということで、やはり均衡を図るということから必要な額などへの措置があるわけでありまして、この特例期間の10年間とそれから激減緩和の5年間の終わる平成32年までには適正な職員定数というものを含めて、財政の健全化を図っていか、行かなければならないというふうに、まあ、考えております。まあ、こういったことも含めて合併算定期間、残りの7年間、の財政状況の動きを見ながら、行財政運営を総合的に検証していく必要があるというふうに考えております。まあ、人件費に限って言えば、これまでも再三話をしておりますけれども、事務効率を図りながら職員数、職員減数による抑制や臨時職員の減数などや国、県の基準を上回るような制度がないよう、絶えず検証して、改めることがあれば職員組合の理解を得るなど賃金抑制などを進めて、今年も継続していくこととしております。また今後も法の趣旨に則り、関係条例については、労使間交渉を経て議会に図るものというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええっと質問します3点についてお答えいただいたわけですが、ええっと、1点目のことについては、あのう、IT化が即、人員削減、人件費の削減には繋がっていないように伺いました。町長の答弁ではそうしたことを、あのう、効率的にしなければならないという考えがございまして、とは感じておりますが、その矛盾をちょっと感じましたが、まあ、これまで他の町村と比べてみますとこの邑南町、石橋町長がどのようにこの町財政を運営されておるかという資料として、私一つ、あのう、一般財源の充当率いんですか、それを他の町村と比べてみましたら、やはり人件費については、あのう、あまり大差はありませんが、普通建設事業においては他の市町村に比べては確かに一般財源の充当率は邑南町の分は高いように思いました。いうことはそれだけ、あのう、町民に対する思い入れ、それだけ一般財源を投じてやろうという町長の思いがこれには現れておるのかなとも思いました。しかし、町民は合併する前に、先ほどもいいましたが、合併したらいろいろ合併効果がある、例えば、あのう、先ほどいわれました合併算定、交付税の合併算定、それとか合併補助金、それから合併特例債、いろんな面でこの合併したらバラ色のじん、人生、バラ色の町になるような感じを受けとったわけですが。それが先ほどの話にもありましたように、国のいろんな厳しい、あのう、制限で下がってきました。人件費についても合併算定があるなら、当分の間は職員を全部抱えても、その算定がある間に徐々に下げていけばそれは町民へはあまり影響がないものと、私たち思っておりましたが、その交付税全体を下げられたんですから、影響が出て来るのは当然だ思います。で、そうした中でその影響が町民の方にばかりいかんこうに、やっぱりそのことは職員の方にも基本的な考え方の総額が変わってきたいうことを、職員の方に

も、あのう、理解していただきたいように思うんです。特に今厳しいのは公債費が、あのう、公債費の償還が多額に渡るとるので財政も厳しいということですが、その公債費これまで町が、まあ、旧3町村時代からですが、この邑南町になってからも、あのう、起債を借りて、あのう、返していくわけですが、そうしたな、その責任というのは町民ばかりにあるのではなしに、普通建設事業するために起債を借りとる。その中には当然職員のその事業に対する給与部分もあったわけなんです。ですから全てこれは公債費の責任は町民でなしに、やっぱり町の職員の方にもその起債の責任も、あのう、あるように思います。そこで、ええっと先ほどの、あのう、費用対効果の継承について、総務課長の方から答弁いただきましたが、昨日、一昨日の答弁の中でも水道課長の方から費用対効果という言葉も出てきております。このことはええっと、まちづくり基本条例の第21条に、町は町の施策や事業が能率的かつこうりか、効果的に行われているかどうかを定期的に評価し、その結果を分かり易く公表するように努めるものとあります。最近行政評価とかいろんな言葉がいわれております。こうしたいろいろ投資をしたそれに対する効果というもの、やはりこの場も大事ですが文書なり資料としてやはり町民の方に、これだけ投資をしたのに、これだけの効果があったということ。例えば、効果が充分に出とらんいうことをやはりこのまちづくり基本条例に基づいて公表に努めていただき、これから、公表に努めていただきたいと思います。それと、ええと、そのIT投資に対する人件費へのあの、効果がまだ見えとらんという、あんまり見えとらんということですが、4月1日を間近にして、町職員の人事異動とかいろいろあろうと思います。3月31日で定年退職を迎えられた方、それと、あのう、勸奨退職によって辞められた方がいると思いますが、この職員数の中で派遣職員さんの動向といいますか、事務職として施設へ指定管理団体へ派遣されとる職員さんの異動の状況、人員の増減等について、この点を1点再質問でお伺いをいたしたいと思います。それと、2番目の問題については、公表をするように心がけるようにするといわれましたんで、それはいいにして、3番目の町長への質問の中で、どこへいったか、ごめんなさい。さっきの答弁の中でも今の町長は職員組合との関係を大切にしていかにゃあけんということもいわれましたが、一般町民から見たとき、役場へ覗いたとき、皆さんが全部パソコンへ向かっておられる姿というのは、なかなかちょっと、なかなか理解してもらいにくいところがあるらしいんです。そういったこともやっぱりどんどん町民の方へ公表していただきたいと思う一方、ええとさ、一昨日の、あれは18番さん議員の中で評価がありました、この度のケーブルテレビ事業に対する町の取り組み、町職員を動員して、各集落をまわ、戸別にまわってその事業説明をする、その姿勢についてはたいへん高く評価したいと思います。おかげさんで今の、そのう、ケーブルテレビ事業への加入の申し込みも予想以上に希望が出とるように伺っております。そうした、した陰にはやはり職員さんが各集落を回って説明をされた、そういったことが功を奏しているのではないかと思います。このことをもっとしよ、職員を町民の前に出す、町民と対話をしてもらおう、そのことを今進められとる後期高齢者医療、これもしゅ、公民館単位での説明はありますが、やはり新しい事業を新しい計画等についてはこういった職員が出向いて、町民へ直接働きかける、町民の声を聞くというこの姿勢というものは今のケーブルテレビ事業だけでなしに、他の事業にもこれを取り入れて、是非取り入れて欲しいと思いますが、その点について町長、再度お伺いをいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 亀山議員さんの再質問でございます。まず、1点目のことで、IT化のことで再質問がございました。あのう、IT化がすぐその事務上に、といいますか事務的に、あ

のう、いわゆる効率的にこちらに結びついてないのではないかというところで曖昧であったということですが、先ほど申しあげましたように、現在ではこれがないと、ほんとに仕事がなかなか前に進まないというのが現状でございます、実際的には非常にこれは効率化が図られているものであるのは実態だろうと思います。まあ、そうした意味で合併時311人であったものが今258人、4月1日、今迎えるですね、見込みでございます。まあ、これはその減数にイコールであるとはいいがたいと思いますし、その数字をじゃあ人件費で減った分だけがイコールIT化によるかというわけでもございません。それはやっぱり、行政改革、こうしたもんを図っていきながら、まず、また定員適正化計画、これに則って、その目標に向かって進んでおるという意味ありますが、そうした面においてもこのIT化というのは、あのう、非常に効果はあるというのはおもわ、思われます。ただ、それを今すぐ経費としてですねどうであるということに結びつけるのが非常に難しい、まあ、仰ったようにこれは、まあ、研究といいますか、それがはじかれる数字があるものなら、そういうふうな研究はしていきたいと思っておるところでございます。まあ、なかなかそのへんは難しい点ではあろうと、最初にお答えしたように難しい面はあると思っております。それから、あのう、2点目のことについては、あのう、公表予定ということでしたが、あのう、そんなきいきましたように、邑南町では職員組合への交付ということではなくて、県の方の共済組合あるいは互助会、そうした組織へこうやっておったということで、互助会への内容が出されてなかったと、まあ、これは議決機関ももっておるところでございますからという意味合いでございます、いずれにしても公表はしていく必要があろうと考えております。それから職員数の推移でございます、先ほどいいましたように16年度の合併時311名、この内派遣職員数、以前ちょっと資料をお配りいたしましたけども、福祉法人へは86名、それから邑智病院へ12名、合わせました98名が派遣ということでありました。17年度これが総数219、299、これに対して福祉法人へ75名、邑智病院へ11名、派遣が86名という数字になっております。それから18年度でございますが、総数293名、これに対して派遣が福祉法人72名、邑智病院へ11名ということでございます。19年度につきましては278名、邑智病院へ、あっ、失礼しました、福祉法人へ61名、邑智病院へ10名という実数でございます。なお、まあ、20年度は、まあ、あのう、4月1日ということになりますので、でございますが、かなりこれも福祉法人へは減していく予定でございます、福祉法人へ52名の予定でございます。邑智病院も7名の予定というような数字を現在持っておるところでございます。あくまでも20年度は見込みということでお聞き願いたいと思いますが、総数につきましても258名というような考え方を現在見込みを持っておるところでございます。このように福祉法人への派遣は当初86名であったものが、現在の20年度への見込みとして、まあ、50名強ということでございますので、まあ、30名強が減数しておるというのがございます。まあ、そうした派遣についてはそのようなこと。なお、あのう、この中でも、あのう、後期高齢者医療連合、これは今のに含めておりませんので、派遣が1名ございますけども、これは含めておりません。その数字にはですね、以上でございます。(亀山議員「新たな派遣の数いうのはありませんか」)はっ。(亀山議員「新たな派遣の数はありませんか」)あっ、20年度への。(亀山議員「い、異動で20年度で新たにこっちへひきあげてもらおうた方、それからまた同じ場所へ派遣するということはありませんか」)、あのう、それはございます。あると思います。まあ、現在の、まあ、内示状況でございますが、そうしたことで新に派遣に同意をいただいた、あくまでも同意でございますので、同意をいただいて派遣をする方、それから、今まで派遣でおられた方はこちらにお帰りになる方、こういった職員はあるにはあります。その数については、ちょっとまだ見込

みでございますので、申しわけございません。

●石橋町長(石橋良治) はい。議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、ケーブルテレビ事業の集落説明、まあ、たいへん、そのう、評価をいただきましたありがとうございます。まあ、それとおなじように後期高齢者もできないかという、まあ、ご提案でございますけども、現実問題今現在既に8か所、出向いて終っとなります。そこからまた残り、まあ、要望があるところだけでございますけども、6か所、まあ、予定でございます。で、まあ、あのう、ケーブルテレビ事業は、ほんとにこれは加入率を促進するという、町も一大事業でございますから、町も相当気合いを入れてやっとするわけでございますけども、まあ、そういう意味でああいうふうにやったわけでありまして。そ、それと同じようにということが、後期高齢者でとれるかどうかということこれはよく検討しなきゃあならんというふうに思いますが、ただ負担も伴う話でございますので、やはり基本的に要請があれば当然出向くということは必要だろうと思っております。まあ、出前講座等でも大いにこういう事はやっていきたいと思っておりますし、是非、あのう、要望していただきたい。まずは、そこでやっぱりお互いに納得していただくことがだい、大事だと思っておりますので、できるだけ出向いていくという姿勢には変わりませんので、そのへん、また議員さんの方もよろしくご協力いただきたいと思います。はい。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええっと、再答弁いただきましたが、ええっと、それで、指定管理の団体への町からの派遣については、あのう、町の集中改革プランの中でもその法人育成の観点からも派遣人員については、減員するための検証を行いますと、うとうてあります。できるだけ法人の方へ任せられる分は任せて、職員、法人での職員育成に、方へできるだけ、あのう、検討をしていただきたいと思っております。それと、ええっと行政評価いいですか、さきほど総務課長の方からなかなかそれを数字であら、表すことは難しいという答弁でありましたが、ええっと平成12頃から、さっきの答弁であったように平成12年度からこういったことは全国的に進められております。こうした中で今ではぼちぼち自治体によっては、IT化によってこれだけの財政コストを押さえる効果がありましたというのが、数字で表してきとる自治体も出てきております。できるだけこういった方法を取られて、町の投資がいかにこれだけ効果的なのかということも町民へできるだけ知らしてもらいように、町民の理解を求めるような方策を講じていただきたいと思っております。それと、町長の答弁でさあ、私も町民に対する、そのう、事業の説明とかを、お、議会もいうていわれたんですが、やはり今町職員と町民とはなかなか触れる機会がない、町職員の顔がみえんということで、今の後期高齢者事業に限ったことではなく、できるだけ職員がこの町内へ出向いていって、町民の声を直に聞く、町の姿勢を町民に訴える、そういった方策を講じていただきたいと思っております。今は行政連絡員が自治会の方へ移行になりまして、要は直接の町としての情報伝達、情報収集の機会は職員のところで止まるとるわけですね。後はこりゃ民間委託のような形になつとるんで、大事なこと、新たな変わったことについてはできるだけ、今職員に余裕のある間に職員と町民との、が直接話せる機会を持っていただきたいことをお願いしたい、しときます。それと、これを、最近になりまして、いろいろ、あのう、自治労いいですか、の方もいろいろ方向が変わってきとるようになってきます。かつてはいろいろ自治労のホームページをみてみますと、春闘だとかいうて、昔のような賃金を要求とかいろいろでとりましたが、最近ではちょっとイメージが変わってきたなと思っております。それもやっ

ぱりいろいろ状況の変化からか、からかとも思いますが、これはええっと島根県の自治労が市町村合併の光と陰ということで2006年、7年と調査されて当然各自治体の首長さんにもアンケートを取り、聞き取りをして行われた調査です。これによりますと12月もいいました、島根県の隠岐の海士町の例がこれにも載っております。海士町では職員組合からの自主的申し入れで賃金カットしたけ、経過にも言及があり、その姿勢で民間の見る目が変わった、役場が頑張るのだから民間も頑張るとの声が寄せられているということがあが、あがっております。また、海士町の町長さんは賃金カットは職員の意見で未来への投資であると、考え方は日本一、彼等の思いは嬉しいと町長が申しとられます。こういった形に町と町民が一体となったまちづくりが進められることを今後も願っていきたいと思います。昨日、男女共同参画のグループの川柳の会があったそうですが、その中にもやはり出てきておるのは、賞をいただかれた句の中にはまちづくりは老いも若きも参画でというのがあったそうです。やはりそういったことも、ちょう、まちづくりに対する町民の意識も徐々に高まりつつあると思いますんで、これから町長の更なるご奮闘を祈念しまして私の一般質問を終わります。

- 議長(三上徹) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は10時半といたします。

—— 午前10時13分 休憩 ——

—— 午前10時30分 再開 ——

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして、一般質問順位第10号、長谷川議員登壇をお願いいたします。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、長谷川議員。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 長谷川でございます。3月議会の最後の一般質問でございますが、今回は、あのう、農林業の振興対策について、ついてということで、通常なら3項目に分けまされども、現在の状況で考えればこの三つをひとずの、一つの課題として質問したいと思います。というのは、あのう、この間の原油高、原油の高騰またそれに伴うバイオエネルギーの問題に関連して、穀物価格の高騰、まあ、そういうことが全部こう、一つに繋がっていつているなというように思っています。で、あのう、小麦粉についてはオーストラリアの干ばつという問題がありますけれども、そうした問題含めて、いわば、日本の穀物やエネルギーやそして木材を含めた、自給率が低いという問題が、あのう、今国民生活にガアッとこう被いかかっているということがいえるんじゃないかと。そういう中で町長先般の所信表明では、あのう、米の生産調整についてはもう止めていただきたいとそういう思いだというな、あのう、心情も吐露されたわけではございますけれども、そうした中で地産地消の問題で今一番大事なのは確かに、農林産物、畜産物のブランド化、売り込んでいくということも非常に大きな問題です。しかし同時に、先日の一般質問でもあ、あのう、の町長の答弁でもあったように、例えば石見和牛が非常に高い評価を受けているというふうに、いくらいわれても現在月3頭ですかね、東京へ持っていけるのは。ということでそのバックにある和牛繁殖農家の減少とか、肥育農家の規模の新たな拡大がないとかということを考えれば、確かに物を売り込んでいく力はある、更にそうした石見銀山効果も含めて活用ができるかもしれない。しかし、問題はその物を作る姿勢、生産をどう刺激するかという問題が、今一番この町政で問われていることじゃあないかというふうに思います。で、JAなど生産者団体もいろんな形で努力はされています。しかし、そうしたこと、あのう、統一的に全体の行政の課題として受け止め、地域の振興を図

っていくという点では、まあ、いわば町政の舵取りというのが非常に大事だなあと考えています。地産地消の問題では、正に農産物な、などの物を生産して地域で消費していく。それに限らずエネルギーの問題やまた人材の問題などを、あのう、全体として考えていかななくてはならないなというふうに思います。ですから、今回一般質問ではそうした問題の象徴的なこととして、3点を取り上げました。で、生産を大きく刺激しながら、地域内の経済振興にこう結びつけていく、あのう、よく内的発展、内的な経済発展とか内的な発展というふうにいわれますけれども、外部からお金を入れて、それを元にとということでは、で、ただでなく、地域内のいろんな、あのう、経済流通というのをお互いに波及効果を広めながら、地域振興を図っていくという方向、またそういうメッセージを発信していくときであろうというふうに考えています。そうした点で3点についてお伺いしますが、まず、第1に学校給食での完全米飯給食を実施すべきだというふうに思います。現在、週1回パン給食が実施されています。で、このパンについては国産小麦が使用されて、県内産の農林61号ですが20%と北海道産が80%という、いわば国内産のこぐみ、小麦が使われておりますけれども、しかし、まあ、町内産ではありません。で、そういうパン給食が週に1回続いていますけれども、それはなぜそういうことを続けているのかということについて、見直しの考えはないかと、完全週5日の米飯給食を求めたいと思います。その点では、本来、日本の日本人の場合は欧米人に比べて腸が長うございますので、あのう、要するに欧米人のように肉類だとか、そういうまた粉食とかいう形で食事をしてきたわけではございません。やはり、日本は世界でも、今見直される和食というお米を中心とした食生活が大事だと思いますが、現在子ども達の中には糖尿病だとか肥満だとか、そういう問題がいろいろ生活習慣病の問題が指摘されています。で、保健課長にお伺いしますが、でも、パン給食とお米を中心とした食事とどちらが子ども達の体にとっていいんでしょうか。それから、あのう、生涯学習課長にお伺いしますが、昨年9月の19年の3月に食育の推進計画というのをつくりました。で、こういう中では、このう、子ども達の食生活について、ついてはどのような食生活をしなれ、しなければいけないかというふうに指導計画なさっていますか。2番目には、大豆の地域内自給率の向上に向けてということで、まあ、実際に、まあ、大豆も大きく値上がりをしてきています。で、こうした中で、まあ、町内では非常に作付けが少ないわけですが、あのう、それを刺激して大豆を、のへ、たくさん作っていくためには、いわば町独自の価格保障制度も必要でしょうし、産地づくり交付金の適用も現在1反以上ですけれども、これの適用も少し研究しなければいけないだろうというように思います。で、かつて町長も福島県の鮫川村ですか、お出かけになったこともあると思いますし、そうした意味で大豆の生産、町内生産を、や、流通の状況、それから振興対策、町内自給、町内でいわば邑南町の町民が安心して国産大豆を食べれるということを考えた場合どれぐらいの大豆が必要なのか、それに見合う生産の拡大にとって今何が障害になっているのかについて、まあ、あのう、担当課で把握しておられれば答弁していただきたいと思います。3番目には林業振興への投資が地域経済への効果は非常に大きいものがあると思います。あわせて、あのう、地域資源活用、活用によるエネルギーの自給ということで、昨年、あのう、原油高騰の時に福祉灯油の支援の問題とか、そういう話がございました時に、やはりこの邑南町で、どれほどのお金が外部のエネルギーを購入するために使われているのかと、で、それを少しでもくい止めることができればその分ほどは、あのう、出す量と払うお金と域内での経済効果と合わせると二重に波及効果が出て来るわけですから、そういうことがどの程度の想定がされているのかということ、現在邑南町では新エネビジョン、地域エネルギービジョンについて策定中だと思いますけれども、そうした中で、エネルギーとしてみた場合どれぐらいの可能性が、この邑南町で代替としてで

きるのかですね。また、あのう、木材の製材として建築材料として使用した場合の、この町内の町内産利用の現状ですね、これどういうになってるかについてをお伺いしたいと思います。実は、あのう、これは静岡県でやってるんですが、あのう、例えば一軒の家を建てた場合に、まあ、2千万円とか新築した場合かかりますが、和風の住宅の場合、そのう、柱だとか梁だとかそういう基本部分になる材料ていうのはだいたい10%から20%だということらしいんです。で、まあ、私も専門家ではなくて後ろに専門家はいらっしゃいますから、あ、あれなんです、あのう、で、そういう中で例えば静岡県はかつて新築してその時に県内産の材料を使うと利子補給をしますよという制度をとったそうです。そうすと、あの大きな静岡県で年間に10人ぐらいしか申請がない。ところがその2千万だったらその内の20万から40、400万、200万から400万ぐらいがその県産材で使うんだとすれば、その内の20万から30万は支援するという実額補助の制度に変えたら一気に100件以上、あのう、申し込みが増えて大いにこの地域の県産材利用に貢献しているというような話もございました。で、そういうことも含めて町政要覧でみれば、邑南町で19年度の町政要覧ではしんち、新着工戸数は4戸としか書いてありませんから数は少ないんですが、あのう、こういう支援対策も考えるべきではないかなあというふうに思います。以上、基本を3点にして、あのう、諸点について答弁をお願いします。

●南原教育長(南原慎人) 番外。

●議長(三上徹) はい、教育長。

●南原教育長(南原慎人) 一つ目の学校給食での完全米飯給食の実施についてということについて、お答えをいたします。学校給食の米飯給食につきましては、現在週1回のパン給食としております。合併前、旧瑞穂町、旧はそみそ、旧羽須美村においては現在同様週1回のパン給食でございましたけども、旧石見町においては週2回のパン給食となっております。合併後、これを調整しまして特に石見地区において賛否両論いろいろございましたですけども、ご理解をいただいて平成17年度から週1回のパン給食とさせていただいてるところでございます。長谷川議員さんご指摘のようにパンの原料である小麦粉、あるいは本町主産物である米の動向等、まあ、今日の状況を思う時、今後検討すべき課題であると思っております。まあ、しかしながら、週1回のパン給食を統一した時の、まあ、経緯等もありますし、パン給食に、を楽しみにしている、まあ、まあ、子どももおりますし、まあ、いろんな事を考えながら、直ちに米飯給食に移行するというのは難しい、そういう面もあると思います。今後、まあ、子ども達も、もちろんでありますけども、保護者、学校等意見を交換しながら、教育食育の面からもよりよい学校給食としなければならないと思っております。まあ、運営しております学校給食会においても、更に検討していかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

●竹内保健課長(竹内小代子) 番外。

●議長(三上徹) はい、保健課長。

●竹内保健課長(竹内小代子) 子どもにとりまして、パン食がいいか米飯食がいいかということにつきましては、あのう、そういう細かく、あのう、分析したデータを今持ちあわせておりませんが、保健課としましては、あのう、米にしましても、パンにしましても、麺にしましても、指導します時には主食という捉え方をして指導しております。主食プラス副菜という形でバランスよく摂っていただくような形の指導にしておりますので、まあ、後、給食との結びつけで、あのう、米飯がいいか、パン食がいいかということになりますと、先ほどの、あのう、教育長さんのお話にもありましたように、町として給食をどのように考えていくかということになるかと思っております。

で、そのへんで検討していく必要があるかというふうに思っております。

●平川生涯学習課長(平川進) 番外。

●議長(三上徹) はい、生涯学習課長。

●平川生涯学習課長(平川進) 食育推進計画の中で、この子へ、子ども達への食生活の指導どのようになっているかと、こういうところでございます。この推進計画につきましてテーマを生きる力は食卓から、こういうことで基本的には家庭での食事が全て基本に繋がる、こういうふうな思いで計画を樹立しております。まあ、こうしたときに子どもを取り巻く環境が今どのようになっているか、これをまず把握して置く必要があるかなというふうに思います。まあ、あのう、子どもの時から正しい、規則正しい生活これを送るということは非常に重要なことで、まあ、こうしたときに安全安心な栄養バランスのとれた、よい食生活というのが最も大事なことであろうと思います。豊かな心は食卓から、食を中心とした家族の団らん、あるいは会話、こういう中から、しつけというものも全て繋がって来るかなというふうに思っておりますし、そこの中から思いやりや心豊かなや、優しい、たくましい子どもが育つ、このように思っております。そうした中で、基本的な理念的なものは食への意識を深める食育ということで、食の大切さというものを子どもと一緒に家族の中で考えていくこういう思いです。それから食べることが全て基本に繋がって来るわけですが、いき、生きる力を養う食育というようなところで、健やかな体と豊かな心を育む命の大切さというようなところから、食生活も子どもと一緒に考えていきたい、それから食べるということとは感謝する心とふるさとを愛する子どもというのにも繋がって来るということで食育の推進というのを考えております。まあ、こうした基本的には、まあ、自主的なそれぞれの運動団体等もあります、あるわけですが、自主的な推進を促すような連携ということで、家庭だけでなく学校、あるいは保育所、地域、あるいは、そうした食の推進員さん等もおられますんで、連携をた、保ちながら、子ども達の食生活のあり方というものを指導していく必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

●荒河農林振興課長(荒河勝洋) 番外。

●議長(三上徹) はい、農林課長。

●荒河農林振興課長(荒河勝洋) 私の方から2番目、3番目についてお答えをさせていただきます。まず、あのう、2番目の状況で、回答でございますが、まあ、大豆の生産状況をみ、見てみますと、まあ、こりゃあ、転作で見ているわけですが、9.2ヘクタールの作付けがされております。まあ、この殆どは自家消費と一部黄粉に加工されておられるとっております。まあ、それと契約による加工への供給といったものが活用されるというふうに思っておりますし、19年産のいわゆる出荷については農協の資料でございますが、なかったというふうに聞いております。ただ、検査を受けて、いわゆる加工、特定加工用として契約販売されておりますのが千440キロぐらいございました。まあ、大豆の生産状況というのはそういった状況でございます、いわゆる畑で作られる分については、ちょっと把握し、できないところがございます。また、あのう、質問の中にもございましたように鮫川村につきましては、やはりまめで達者な村づくりとして、いわゆる食と農を生かした取り組みをされておりますし、また、高齢者の生き甲斐、健康づくり、遊休農地の解消等に取り組みされるとされております。まあ、そういったところで大豆の生産を奨励されまして、一袋、ここは25キロだそうでございますが、最高1万円で買い上げられておられます。まあ、平均して10アールの反収が160キロぐらい鮫川村ではございますし、まあ、本町ではだいたい120から180キロと、まあ、幅広いところでございますが、平均して150キロ弱ぐらいじゃあないか

なというような思いであります。土地利用型の作物としては、非常にいいことだというふうに思っておりますし、まあ、このことを本町に即、取り入れるという、いわゆる価格保障の面で、非常に財政というものの状況を考えますと非常に難しいのではないかとこのように思っておりますが、まあ、今後は、いわゆる高齢者、小規模農家等の生き甲斐対策、また健康づくりに非常に効果は大きいものというふうに思っておりますので、いわゆる活性化支援センター、これを中心として研究をしていきたいというふうに思っておりますし、また、産地づくり交付金につきましても、これ、まあ、10アール以上ということによってやっておりますが、まあ、これは水田協の中で検討してもらう必要があるかと思っております。まあ、その方法として、一つの考えとしては、いわゆる小グループでなんか組織を作って、それを委託して、いわゆる農地の貸し借りをして、1反以上にして作られないかなというような思いもしておりますし、また、大豆を作りますと非常に野生鳥獣が喜ぶ作物でございます。まあ、こういった対策も一つはやっていかにゃあいけないというふうに思っております。まあ、その中で、来年から、大豆の生産と併せまして、和牛の放牧、こういったこともやはり活性化支援センターを中心として取り組みたいというふうに思っておりますので、まあ、そういった効果をみながら、また、進めていきたいというふうに思っておりますし、また、あのう、大豆のいわゆる消費、量というのが非常に把握できてないというのが実態でございます。まあ、鮫川村で見ますと、やはり豆腐1丁がだいたい150円ぐらいになります。まあ、そういったことを、やはり今現在100円のぐらいの豆腐を、それじゃあ町民の方が非常に喜んで、いわゆる150円なり200円で買っていただけるかという思いもございまして、まあ、そういったところはやはり地産地消という大きな枠の中から、やはり町民の理解を得ながらそういった方向で、進めていきたいというふうに、あのう、思っております。3番目の地域資源活用のございですが、まあ、いわゆる林業振興に結びつく木質のエネルギー利用は現在町内にウッドボイラーとして、導入が7、17件ぐらいあると思っております。いわゆる給湯、また床暖房、農産物の生産施設用の暖房用に用いておりますし、更には、あのう、薪ストーブ導入もございまして、まあ、ペレットストーブもあるんじゃないかというふうには思っております。まあ、こういったところはいわゆる化石燃料を使用しないということから域外支出の減少にも繋がっておりますし、またCO2の排出の削減もされておられるというふうに思っております。まあ、そういった中で今年度木質バイオマス利用促進事業によりまして、まあ、主として間伐材を活用してウッドボイラーの供給農家に供給施設、供給していわゆる実験事業実施しております。まあ、こういった結果を検証しながら、今後の木材利用に繋げていきたいというふうに思っております。まあ、これは、今回検証をしておりますのが、いわゆるきしゅ、切り捨て間伐、まあ、こういったことが利用できないかということを検証しとる主たる目的でございます。まあ、地域資源として活用できる、いわゆる間伐材、里山の雑木、また、道などの支障木等を利用することによりまして、鳥獣被害、まあ、特にイノシシ、サル、こういった侵入防止対策、いわゆる、緩衝帯を作ることもできますし、また切り捨て間伐の利用、住民生活の安心安全等の効果も期待できるのではないかとこのように思っております。更には、あのう、木質以外の資源としていわゆる家畜の糞尿、また食品残さ、稲わら、もみがら、汚泥等を総合的に利活用する、いわゆる地域循環型の熱、エネぎ、エネルギー利用、またバイオエテ、エタノールなどの液体燃料化等進めることによりまして、いわゆる使い捨て社会から、資源リサイクル社会の移行の促進、またそういった中で新たな産業の誕生、また、エネルギー素材のきょういった、供給といった、新たな役割による地域の活性が産まれるんでない、は、ないかというふうに思っております。また、あのう、ご質問の中にもありました、いわゆる町産材の木材利用、こういったこと

につきましては以前、旧瑞穂町においては、住宅を造られる場合、補助金を差上げたこともございますし、まあ、今現在そういった制度はございません。特に公共事業、いわゆる住宅、町営住宅、また支所等の関係では町産材の利用を図っておりますし、また、こうい、今後もそういった面で利用を図っていききたいというふうに思っております。また、県でもそういった取り組みをされるように聞いておりますので、まあ、そういったところを経ながら今後進めていききたいというふうに思っております。また、エネルギーの利用可能量と申しますか、そういった状況につきまして、まあ、今現在邑南町の地域新エネルギービジョンというのを策定されております。まあ、そういった中の資料をみますと、まあ、本町で一番利用の可能なものはいわゆる太陽エネルギー、それと木質バイオマスの、バイオマス熱利用、それとバイオマス由来廃棄物燃料製造、いわゆる廃食油こういったところが非常に利用可能な評価をされております。まあ、そういった中で、量的には非常に多ゆうございます。いわゆる森林の面積にしては、3万4千600ヘクタールぐらいでございますし、まあ、またその蓄積量というのが、691万7千立平ぐらいでございます。まあ、そういった中で、広葉樹としましては240立平弱ぐらいでございますし、まあ、杉、檜、松等の、また間伐も利用可能じゃあないかというふうに思っております。まあ、そういったところを今後こういった計画がされますので、まあ、今後、こういったバイオマスエネルギー熱利用といったものを更には研究をしていききたいというふうに思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと、最初の学校給食の問題での完全米飯化についての質問でしたが、あのう、質問について、あのう、米飯がいいから週に5日の内、4日してるわけですね。で、なぜパンなのかというところの回答は子どもが望むから、この合併後のいろいろその地域の調整がいろいろあったからというだけなんです。だから教育長さんもパンがいいとはひと言も仰らなかった。いいとも思わないものをなぜ今、週に1回やるのかということ、週に5日の内4回はお米なんだから、こっちがいいと思ってるわけでしょう。それをなんでそのあれなのかということがあります。ですから、その点について伺いを、あのう、もう1回せないかんと申しますが、そこでですね、あのう、わざわざパン給食を選んで、パン食を学校の現場で教えなければいけないのかと。パンが食べれば家庭でもどこでもパンはありますし、様々なパンがあります。学校給食の現場で今、例えば朝食を食べない子どもとか、あのう、牛乳とトーストだけで来る子どもとかいろいろあります。そういう中で学校給食という現場は教育現場ですから、教育的な立場からして、教えなければいけないのは何かということ考えたときに、どうですかという話になるわけです。その時にわざわざ無理してそんなことをしなくてもいいじゃあないですか、お米は地元にあるわけですから。ということになってきます。そこで、あのう、生涯教育課長さんも、あのう、そういう話されましたが、この食育推進計画ですね、これでは学校給食センターにおいては、地元食材の利用率を高めることに努めというように書いてある。食育の基本方針。だからそういう方向で努力してもらわんといかんわけですね。今の現状で検討はしなきゃあいかんけど、まだ先延ばしというのが先ほどの回答ですからおかしいじゃあないかなと。で、その点に申しますと、一つは高い、今パン食の方が高いんですよ、はるかにお金が。今町で財政がたいへんな中で、少しでも安くするべきだと思うんですけど、あのう、この4月から小麦がまた政府売り渡し価格が3割上がりますよね。で、去年からもうずっと上がっています。で、そういうことを考えると、後で学校教育課長に仰っていただければいいと思いますが、年間でパン給食のためにどれほどお金がかかってますか。それ

をお米に代えた時にどれくらいの費用になりますか。だから、明らかに高いものを子どもに食わして、保護者負担をかけてやって、それでいいんでしょうかと、というのが1点。それから、あのう、先ほど保健課長さんの方からは、あくまでパンであろうが、麺であろうが、ご飯であろうが、あくまで主食とふく、副菜ですか、の組み合わせを食育の基本にしているというふうに仰いました。で、実はですね、パン給食、あのう、今たまたま子どもが学校におりますので、去年1年間の給食のメニュー全部みました。パン給食の日には全部うどんとか、焼きそばとかスパゲティが全部ついてるんですよ。パンが主食じゃあないんです。あのう、別に栄養士さんが悪いとかいってるわけじゃあないですよ。そういう形になってしまってるんです。ちょ、チョコチップパンに肉うどんとかね。皆さん、お昼、こんな食べたいです。そういうメニューになっちゃうんです。で、これが食育なんですかと、いうことになって来るので、ほんとに、あのう、そのバランスの良いという問題とお米を中心とした食事を、ちゃんと子ども達に教えるという問題と、その点をどう考えるかということが出て来ると思います。更にですね、学校給食会のいろいろな便りの中には、あのう、この邑南町で使っているパンは国産こむ、小麦使ってますよと、更に添加物は一切使用せず消化が良いように中まで火を通してありますから、しはんよ、市販品よりはちょっと固いということが書いてあります。で、あくまで主食用のパンですから、甘みも塩分も控えめにしてありますというふうにいわれています。で、あのう、教育長さん、学校給食会の会長だそうですから、学校給食用パンの、このう、いろいろありますね、砂糖とか塩とか、あのう、イーストだとかいろいろこう、まぜにやできませんね。塩と砂糖と小麦粉じゃあパンになりませんよね。どういうものが入っているか全部チェックされてますか。その配合基準表は、例えば邑南町で使っているパンはこ、国の基準とはどういうに違ってますか。だからそういうのもちゃんと把握をされて、当然出していらっしゃるのだと思うので、それがどうなってますか。実態としてメニューの中でも、あのう、例えば邑南町の場合にはですね、平成18年度の学校給食文部科学大臣表彰を、あのう、西給食センターの賀美さんなんか大臣表彰を受けるくらい素晴らしい学校給食やってらっしゃるんです。で、その方それでいいんですが、そのう、ただ先ほど例を出したように、あくまで主食としてそれにやっぱりうどんもつけにゃあいかん、焼きそばもつけにゃあいかんという形のメニューを組まざるを得ないようなそういう給食というのがほんとに子ども達に勧めるべきものなのかな、どうなのかなということがありますので、その点について、あのう、おかしいんじゃないかなということ。だから高い、メニューとしてどうなのか、そこまでパン食を普及せなきゃあいけない時代なのか。添加物配合表についてはちゃんと把握されて、どういうものが入っているか確認を当然していらっしゃるだろうから、どうなんですかという事です。それから、大豆の問題ですが、町内の必要量を把握されていないようでございます。あのう、そんだけ難しい話とは違いますよね。あのう、まあ、正確な統計はないんですが、あのう、正確にというのは、そのう、統計によってこう取り方が違うんですけど、あのう、例えば、あのう、厚労省が国民栄養調査で1年間にだん、大豆のせい、あのう、消費が一人頭どれくらい、大豆製品が、味噌とか豆腐とかがどれくらいとか、農水省は食糧需給表によって、豆類について大豆とその他とか、それから総務省は家計調査によって、醤油とか味噌とか、ね、あのう、豆腐とかどれくらい食べてるか全部資料が出てますよね。で、単純な話それを人口で計算したらどれくらいいるのかってのは出てきます。で、日本全体のこれ、平均で、あのう、あれなんですけれども、豆腐は年間23丁、豆は930グラム、醤油は205、2千581ミリリットル、味噌は2千294グラムだそうです。それで人口計算したらどれだけの大豆がいるか、逆にじゃあ1キロの豆腐、あのう、大豆からなんぼの豆腐ができるかいうて、これも逆にだいで、大豆協

会の方に聞いたらわかりますから、それで計算をしてみました、そうすると邑南町の場合、例えば納豆全部、みんなが国民の平均と同じように食べたとしたら15トン、豆腐が26トン、味噌用が14トン、醤油用が12トンとかいって。大体それ全部平均すると、大体90トンから110トンいるんですね。で、その、それを作るために先ほど課長が仰ったような、この辺の平均反収でいえば120キロで計算したら、大体、あのう、90ヘク前後、タールほどある、あのう、90ヘクタールぐらい大豆を作らないと国内の、町民に安全な大豆を供給するということはできません。今大豆は、国産大豆は5%、後の95%は輸入大豆で、その上に遺伝子組み換えの大豆が、もう、アメリカが、から一番入るんですが、それも今アメリカ作付け率が60%から70を超えていますよね。ですから遺伝子組み換えのものでなくて、町内で自給をして大豆が経済を、まあ、大豆を中心にして経済が回るということになれば、そういうことは当然必要なると思うんですが、そういう意味でいうと、価格保障というのはそんだけたいへんなお金がかかるわけじゃあないんです。作って、実需者に渡すその差額だけ補填すればいいわけですから、ですよ。味噌を造る会社にそれ、丸大豆を、して買ってもらって、その足らずを補填するのが価格保障ですから、そういう形ですとそんだけたくさん、あのう、お金がかかるわけじゃありませんから、これできるんじゃないかなあというふうに思います。で、当然必要量を計算してないから出てこないと思いますけど、もし担当課なりどっかで計算しておられたら答えて欲しいと思うんですが、もし、大豆を町内で生産し自給した場合の経済効果というのはどれくらいあるんだろうか、てなことを考えたことございますか。ていうかそういうことを今考えないといけない時期じゃあないかなということ、あのう、なんです。それで、あのう、あのう、大規模の農家も、認定農家も法人も様々な形の高齢者にしても、いろんな形で大豆を作っていこうという話は私がいってるのではないですよ、あのう、ちゃんとこれに書いてあるんです。ね、生涯学習課長さん。大豆作りましようって書いてあるんです。去年1年間大豆50、100粒運動、これを進めましよういうて、書いてあるわけです。ですからこの1年なにしとったんかなあということになってきますが、そういう形の大豆の振興を図っていく必要があると思いますがいかがですか。それから、あのう、この新エネビジョンの分でいろいろ計算もされていると思いますが、あのう、地域から自給できるエネルギーで今の、あのう、域外支出をしているエネルギーの代替の、した場合にどれくらいの経済効果が出て来るのかということについては、試算、推計試算というのは恐らく新エネビジョンでやられると思いますので、それをやっていらっしゃるかどうかを再度お伺いを、これは定住企画になると思いますがお願いします。

●南原教育長(南原慎人) 番外。

●議長(三上徹) はい、教育長。

●南原教育長(南原慎人) じゃあ、あのう、質問にお答えいたします。まあ、実際に週1回のパン給食でございますけども、これは火曜日でございます。では週1回ということでこのパン給食、まあ、普通の献立とは違った内容というものに対しまして、児童生徒達非常に楽しみにしておるのが現状でございます。先日も実際に各学校、まあ、全部ではございませんけども、数校の学校でどういう状況でありますかということを探ねましたところ、まあ、非常に喜んでおると、今日はどんなものがでるんだろうかなと、まあ、そういったこともございまして、まあ、現在は週1回だけそういった形をとっております。で、まあ、最終的にはどうするかということになりますけども実際に先ほどもお答えいたしましたけども、学校給食会というのがございまして、まあ、それは、あのう、行政の方それから議会の方、それから学校、それからPTAの関係の方、それから、まあ、私ども、まあ、そういったところで、いろいろ検討してまいりたいと思っております。それともう1件、あ

のう、配合の割合でございますけども、邑南町がというよりか、島根県学校給食会の方で、まあ、決められておまして、小麦粉100%、粉乳4%、マーガリン5%、砂糖6%、食塩1.5%という割合になっております。以上でございます。

●日野原学校教育課長(日野原利郎) 番外。

●議長(三上徹) はい、学校教育課長。

●日野原学校教育長(日野原利郎) あのう、質問の中の、いわゆる値段のことなんですけども、今パンの方は、小学校低学年、中学年、高学年と中学校、それぞれ若干グラム数を違ってやっております、原材料だけでいいますと、ご、小学校低学年で50グラムでやっておりますので、9円31銭、それから中学年が65グラム、高学年が80、75グラム、それとこう、中学校が85グラムで原材料だけでいいますと15円82銭、ただこれに加工賃が27円30銭から28円5銭ぐらにかかりますので、小学校低学年で34円41銭から中学校ですと43円87銭ということになっておまして、更にパンの場合は、あのう、今衛生的な面もいわれておりますので、ふく、袋を、に入れます。その袋代が5円60銭かかるということで、まあ、若干といいいますか、じゃ、あのう、かなり高くなっております。米の方ですが、米は、まあ、これもパンも米も全て学校給食会で決められておまして、そっから入れております。で、まあ、邑南町の場合地元産の米を使うということで若干、あのう、県内産のコシヒカリと値段の格差がある場合がありますので、高い場合は高い分だけは、あのう、町から補助するという形をとっておりまして、一応けん、県産のコシヒカリ一等米、これキロあたり310円なんですけど、これを小学校では、20、80グラムですので24円80銭、中学校では110グラムで34円10銭で入れております。まあ、これは、あのう、委託はしておりません。あのう、こちらで炊飯をしておりますので、加工賃は掛かっておりませんが、加工賃をかけるとやはり27円から28円ぐらいの加工賃をみて給食会の方で出しておるという形になっております。以上です。

●荒河農林振興課長(荒河勝洋) 番外。

●議長(三上徹) はい、農林課長。

●荒河農林振興課長(荒河勝洋) 大豆を、まあ、作付けをされて、それによります、いわゆる地域内流通等々によります経済効果といったものはどうかということでございますが、まあ、先ほどご質問のありましてように、まあ、豆腐、大豆、醤油、味噌等々それぞれ町内で作られております。まあ、そういったことを考えますと、だいたいさっ、先ほどございましたように、100トンぐらい必要だろうということになりますと、まあ、これは、あのう、鮫川村の例によりますが、まあ、生産量に対して買い上げ、まあ、これが16トンから20トンぐらいと見ますと、だいたい400万から500万ぐらい、出されているようにきいたりします。まあ、そういったところを見ますと、やはり5、5倍ぐらにかかると、そうすると、まあ、2千万から2千500万ぐらいの、が必要だろうと、まあ、ただそん中でいわゆる消費者に転化をさせていただく部分と、また製造過程における努力といったことも、必要じゃ、じゃあないかということで、まあ、経済効果としましてはやはりそういった価格的なものが出ますし、また、あのう、産地づくり交付金、これが、まあ、1反以上という制約はございますが、まあ、そういった面で先ほど申しあげましたように、まあ、グループ作りとかそういったものを今後進める中で、まあ、そういったところを見ますと、90ヘクタールであれば相当な経済効果が生まれるんじゃないかというふうに思っておりますし、まあ、これは、あのう、4万円でございます。それと、あのう、検査を受けて、いわゆる加工、委託加工契約というのが特定加工用として契約される場合、これは、あのう、検査を受け

られますと、こ、大豆交付金の対象にはなりません、産地づくり交付金の対象になるように今なっておりますので、まあ、そういったところで非常に経済効果も産まれるんじゃないかというふうに思っております。まあ、先ほど申しあげましたように非常に、作る方は非常に獣被害に合われるということを度々聞いておりますので、まあ、そういったところも含めて、獣被害対策も含めて今後は大豆の生産振興になんとか結びつけばというふうに思っております。

●大田定住企画課長(大田文夫) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●大田定住企画課長(大田文夫) 今年度行っております新エネルギービジョンでございますが、まあ、こちらについてほぼまとめた状況でございますが、金額換算した資料というのはございませんで、まあ、原油かん、換算ということでお答えをさせていただきます。一応家庭とか産業部門、運輸等も含めましてですね、電気から、石油類とガスも含めまして、今、町内のエネルギー消費量というのを、3万5千500キロリットル余りというふうに推計をしております。町民一人あたりに換算したときに、まあ、2.75キロリットルということでございまして、これを、このビジョンの目標では将来的に3%新エネに転換していこうということで、新エネは、先ほど農林課長が申しあげましたような、太陽熱利用、それからバイオマス、まあ、このバイオマスの中でも、木質ということでございますが、この太陽と木質との導入の今数値は定めておりますが、これは、まあ、あのう、若干、そのう、世情によって転換していきますが、今の計画の中では、木質のシェアでいいますと、その3%は、1千、失礼しました、230、35キロリットルの原油換算を木質系のエネルギーに転換しようというような計画内容になっております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっとですね、あのう、高いということに、あのう、パンが高いという問題について、あのう、これは、まあ、通常だいたいその比較して高いんですよ、で、あのう、そういう中で、あのう、教育長に答えていただきましたように、わざわざその小麦に砂糖とか塩だとかそれからサッと粉乳といわれましたけども、脱脂粉乳ですよ。こういうようなものを混ぜて加工して、加工賃まで出して食べる必要があるのかということがあります。そして、何よりもですね、あのう、私がよくわからないのは、あのう、教育長さんももともとは教育現場にいらっしゃった方なんで、あのう、何よりも子ども達が喜ぶということを仰るわけですが、あのう、まあ、学校教育法は、学校、学校給食法は学校給食が児童及び生徒が心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであるということなんですね。で、あのう、保健課長からも話がありましたようにお米を中心とした日本型の食生活が見なおされて、今、メタボリック対策とかいろいろ含めて、こう、やっといこうっていうふうに変えていこうという流れ、流れの中で、あえてその踏ん張って踏ん張って、その1回のパン食を残さなきゃいけないのかということがあると思います。で、あのう、そういう意味でも私は、あのう、是非考え直していただきたいなあというふうに思ってるんですが、あのう、長野県の、あのう、上田市の旧真田町というところの、あのう、では、あのう、生徒達が非行に走るということと、こう、校長先生が毎日、あのう、例えば陸上大会とかこういろいろあるときに朝早く出なあいかん、そういうときに彼等が朝何を食べるのかということで見に行った、あのう、コンビニへ見に行ったら、みんなコンビニへ、非行する子ども達が、あのう、パンやらいろいろ買いに来るわけです。コンビニ食になってるわけです。で、これはいかんということで、あのう、完全米飯給食に変えていったっていう話は、あのう、ご存じだと思いま

す。ですよ、あのう、要するに教育者としては子ども達が、ね、子ども達の要望に迎合するのではなくて、子どもの食生活を変えて体を変えて、精神的にも変えていって、あのう、いくんだっていうことを、そのう、ことを、いらっしやいました。そういう意味で、今全国的にも完全米飯給食の方向へ、今、日本全体ではだいぶ流れが変わっていったるんじゃないかなというふうに思います。あのう、是非そういうのを研究して、あのう、やっていただきたいと思いますが、あのう、完全米飯化の効果は明らかだと、私が教育に関わる限り、子どもが食べたいものより、食べた、食べさせたいものを出し続けると信念を貫くつもりでいると。で、完全米飯給食に変えたことによって全校集会でたお、貧血で倒れる児童や不登校の子どもはいない。町全体で変えてから04年移行、非行で補導された子どもはゼロ、学力テストも全国平均を上回る教育効果まであるんだ。ということなんです。ですから、そういう意味でいうと完全米飯給食へは思い切って舵を切って欲しいというふうに思いますが、その点について最後に町長にもちょっと見解をいただきたいなあというふうに思います。そして、あのう、その今実際に給食センターで週いつ、よ、5日の内の4日はお米、焚いてるわけですよ。で、それがどうしてもコストが高くなるというのであれば、あのう、南国市、高知県のあるところも完全米飯給食やってるんですが、学校ごとにあの炊飯器を、一升釜の電気炊飯器が置いてあるんです。そこで、あれして焚いてその場でクラスへ持って行って、よそいで食べるわけなんです。それで電気代もあれも、ガツと安くなったと、ですからほんとにお金をかけた、かけたくないちゅうか、あのう、経費節減ならそうして学校中全部やっても、邑南町の学校、全部の生徒数で考えたらしれたもんなんですよね。で、そういうことも考えれるので、財政の問題を、かん、あのう、真剣に考え、子ども達のことを考えていくなればそういうふうに変えていただきたいなあというふうに思います。それから大豆の問題では、先ほど課長が仰ったように16トンから20トンかを町が買いとって、400万から500万なんです。だからそれが5倍になっても2千万から2千500万なんです。それは町が買いとるお金ですから、今度は実需者に販売するお金を引くわけですよ。だからその差額で済むわけですから、それを応援するという形になればそのことによって、確かに財政的にはその差額がいるように見えるかもしれないけれども、町全体の経済の流れでいえば回転しだすんです。そのことが一つ期待もしていただきたいし、それは最後に、あのう、大田課長が答弁したエネルギーの問題でもそうだと思います。ですから最初にいいましたように穀物が上がる、原油が上がる、あのう、そういうこうガーツと流れが変わる中でやっぱし生産調整は確かにいやですが、それに変わるものはやっぱり町がきちっと麦だ大豆だ。そして、あのう、エネルギー、森林、木質バイオのエネルギーだという方へやっぱり切り替えていくことが、今、一番、あのう、地域ブランドとしては強いものだと思はるんです。で、そういう丸大豆を使った地元の醤油さん、醤油屋さんの醤油とかってのを町長も売り出したいんだろうと思いますし、あのう、是非そういうことで方向付けをしていただきたいなあというふうに思います。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 完全米飯給食という話でございます。まあ、あのう、小麦は国産といえども邑南町では作っておりません。従って私のほんとの気持ちはですね、やはり町内の農業生産、米、これをやはり少しでも上げるために完全米飯給食やってもらいたいという気持ちはあります。気持ちはあります。ただ、まあ、今、教育長が答弁しておりましたように、まあ、子ども達が楽しみにしている、ただその楽しみにしている、その理由が私もまだわからないです。それをもう少し聞かせていただきたいのと、まあ、議員がご指摘の、まあ、パンに、パンと米ではどれだけ健康的にい

いのかというところの科学的な数値が私はまだ示してもらっておりません。ですからそういったところをやはり給食会でしっかり検討する、まあ、判断材料が今あまりないんじゃないかと思っますから、そういうところをしっかりと示してもらった上ですね、やっぱり十分に検討しなきゃいけない。ほんとに必要性があれば大きく舵を切らなきゃならないという問題であろうかと思っます。この段階でこうすると、ああするということはまだちょっと私は申しあげられない。それから大豆の問題でございますけども、確かにですね、私、あのう、先日東京に行ったときに土曜日でございましたが、紀ノ国屋に行っまいりました。まあ、名前はいいませんが、邑南町で有名な醤油屋さんがあります。その醤油屋さんがあるかなあと思ったら紀ノ国屋にやあ、売ってないんです。で、一社だけ売った。その売った醤油のラベルをみましたら、国内産大豆使っっていると明確に書いてある。町内の醤油屋さん、まあ、いろいろ直接、直接は聞いておりませんが、側から聞くとところによるとやはり輸入の大豆を使っるという話を、まあ、聞きました。この間OH！セレクションで認定ブランドやりましたけども、その歴史ある醤油屋さんが入ってないんですね。ブランド認定されてないと、何故されてなかったかという理由の中に一つは私はいくことがあったということを実は聞いております。やはり今そういった中でですね、あのう、やはり消費者というのは国内産にみんな目が向いとるわけであります。まあ、あのう、平成19年度から農業活性化支援センターも大豆の実験圃場を設けましてね、もう明確に大豆の生産をやっっていくんだということ謳っしております。従っ、20年度からまたいわゆる具体的にですね、詰めていくというふうに思っますけれども、まあ、鮫川村のように、もちろん自給内の、その町内での経済効果もあるわけでありますが、もう一つ大きいのは村長さんから聞いたのは医療費が下がったというところですね。これは確かにやはり健康食品であり、ありますからあるんだろっと思っます。高齢者の方々がいわゆる手作業でやることによっ、体力づくり、そして大豆の、いわゆる食べることによっの健康的なもの、まあ、そういうようなことで、それがむしろ効果が多かっというような話を聞きまして、やはり大豆生産というのは、あのう、これはたいへん大事な話ではないかなあと思っます。で、ただ鮫川村の場合は有害鳥獣の話は全く出ておりませんでした。恐らくイノシシ、猿はでないんでしょう、あんまり。うちは出るわけでありますが、そこはですね、先般もいっましたように国はいわゆる有害鳥獣対策の計画を町が作れば、20年度から交付金がおりに来るわけですから、そこはしっかりと町としても対策の計画を立ててですね、国に、を対してゆっですね、交付金を貰っ、しっかりと鳥獣対策をしながらですね、羽須美でも大豆が作れるようなやっぱり体制づくりというのをですね、やっていかなきゃならん、このことをいうふうに思っしております、活性化支援センターに大いに尻を叩いてやるように話をしていきたいと思っます。

●議長(三上徹) 教育長さん、米による生徒の健康と精神についてはありませんか、答弁が。

●南原教育長(南原慎人) そのことについてはまだ私、現在のところこれがこうでという明快な回答ございません。また勉強しますので、よろしくお願ひしたいと思っます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 以上で私の質問は、あのう、終わります。ただ、あのう、どうしてもね、子どもの場合に、あのう、菓子パンだとか食べやすいものファーストフードへ走っっていく、そういう流れがやっぱり強いんです。その時にこそほんとにお米、米飯給食っというのを行政と教育委員会がしっかりと教育的に、教育的見地をもってがんばれるかどうか、流されるかどうかじゃあなくてがんばれるかどうかってところが問われていくと思っますので、あのう、是非その方向で努力をし

ていただきたいことを最後に申しあげて終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上をもって、本定例会に通告をされておりました一般質問はこれで全て終了いたしました。ここで、休憩に入らせていただきます。再開はいろいろ資料の準備がございますので、1時半といたします。

—— 午前 11 時 31 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 30 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 陳情の委員長報告

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。日程第3 陳情の委員長報告を議題といたします。本定例会において、陳情第1号 自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書採択に関する陳情書の審査が、教育民生常任委員長、教育民生常任委員会に付託をされております。この審査結果について委員長の報告を求めます。日高勝明教育民生常任委員長。

(委員長登壇)

- 日高議員(日高勝明) 教育民生常任委員会に付託をいただきました、陳情案件につきまして会期内に審査を終えましたので、ご報告を申しあげたいと存じます。報告書を朗読いたします前に皆さまにご理解をいただくために申しあげたいと存じますが、この件はその、いわゆる保険業法の改正に至りました発端というものは、90年代に友部という参議院議員がこの高配当を謳い文句として90億円ものお金を消費者から集めて、これを私的に流用をしていたという、いわゆるオレンジ共済事件というものが起こりました。当時一連の事件が引き続いたわけですが、こういったことを受けて国会は国民、消費者を守るために、この保険業法の改正をしなければならないと、そういうことで保険業法を改正をいたしましたわけですが、当然、その国民から求められたものは、この共済の名を借りた詐欺まがいの悪徳商法を駆逐するために保険業法を改正するということがねらいであったわけですが、ここでいわば想定外の問題として、善良なというか、ほんとうにその組織の中の、この会員であるとか同盟者を守るために、こう、け、経営をしている自主共済といわれるもの、そういったものまでが、この保険業法の適用を受けて経営が今後、運営が今後やられなくなってしまふ。この保険業法の適用の下に置かれる、生きていこうとすれば1千万円もの基金を積み立てて保険会社を作らなければ、例えば全国のPTAなどがやっているようなですね、子ども達を怪我から守るような共済であるとかあるいは、また障害者の皆さん達が、この保険から加入を拒否された皆さん達を守るために、このお互いに障害者のある方のご家庭の方達が、この保険を作って、あのう、お互いにこの支え合っていこうということをやっているような共済とかあるいは卑近な例では山岳グループ、山、登山をする皆さん達が遭難をするかもしれない、そういったときにこの遭難、捜索をするために必要な経費を捻出するために日頃から保険へ入って行こうということで作っている、その会員同志による互助共済、こういったものまでが全部この管轄下に置かれるということで、これでは自主共済という善良なそういうものまでが、この保険業法の改正によって、まあ、被害を受けると、受ける状況となっております。現に解散を余儀なくされている保険、自主共済制度があるわけですね。これをなんとか一つ適用を除外して守っていかなくちゃならないという思いで出された陳情でございます。そういうことをご理解をいただきました上で、私どもの判断をご理解賜りたいと存じます。邑南町議会議長三上徹様、教育民生常任委員会委員長日高勝明、陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、陳情審査報告について、受理番号、陳情第1号、付託年月日、平成20年3月10日、件名、自

主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書採択に関する陳情書でございます。審査の結果、採択すべきものと決しました。委員会の意見、本件は医療団体、労働団体等5団体で構成される共済の今日と未来を考えるしまね懇話会が提出されたものであります。第162回通常国会で成立し、2006年4月から施行されている保険業法等の一部を改正する法律により、団体構成員の相互扶助を目的として自主的に運営されている共済制度までがこの改正保険業法の適用をうけることになった。このため2009年3月末までに保険会社等の会社組織によらなければ自主共済制度の運営ができなくなる。そもそも、この保険業法の改正は、共済の名を悪用して不特定多数の消費者から金銭を搾取するいわゆるニセ共済を規制することに目的があった。しかし、構成員の福利厚生などを目的とする組織内のみにおける善良な自主共済制、共済までが、までもがこの法律の影響下におかれ、共済運営が困難となる。このような共済制度は営利を目的とした保険若しくは悪意をもって、消費者を騙す悪徳共済等とは厳然と峻別すべきものであり、願意に沿って自主共済制度を保険業法の適用から除外する法律の整備を要望することが適切であるとの意見で全委員の一致をみた。措置といたしまして、願意に沿い、政府関係機関に意見書を提出することが適切であると、このように判断をいたしましたので皆さんの、ご理解を賜りたいと存じます。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を打ち切ります。

(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより、討論に入ります。初めに、反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。陳情第1号の委員長報告は採、採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって陳情第1号、自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書採択に関する陳情書につきましては、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長 日程第4、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。初めに議案第11号に対する討論に入りますが、反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

●松本議員(松本正) 6番。

●議長(三上徹) はい、6番。

●松本議員(松本正) 私は、この議案に対して賛成するものです。ふるさと寄附条例制定が提案されたことは、ふるさと納税について2度一般質問した者にとって意義深いものであります。ふるさと

納税制度を地域間格差の是正策というより地域活性化を図るための手段として考え、税金の納税先を納税者が自らの意志で選択することのできる新たな制度として税金の使われ方が納税者の関心を高めるきっかけとなるので、今後、寄附条例の規則には、この点を留意していただきたい。また、12月の一般質問答弁でもありましたが町の今後のあり方、方向性を明確にしたうえで寄附金の使途を明らかにし、インターネットを利用することや本町出身者へのダイレクトメール、ふるさと会の働きかけ等を行い寄附をお願いしたいとの町民課からの答弁のように実行していただきたいものであります。

- 議長(三上徹) 反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第11号邑南町ふるさと寄附条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第12号邑南町情報通信施設条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第13号邑南町電気通信事業基金条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第14号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第15号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第16号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第17号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第17号邑南町特別会計条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございますでしょうか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、16番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第18号国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論をいたします。この条例改正は、後期高齢者の医療制度の創設とあわせて国民健康保険に加入する65歳から74歳の世帯主に対し、保険料原則として年金から徴収するための条例改正です。第一に年金が18万円以上、月5千円の方から年、天引きをするという内容や、また介護と国保あわせて年金の2分の1までは天引きができるという、正に年金からむしり取る制度改悪でございます。現在邑南町の国民健康保険税の徴収率は98.85、98.9、99%近くの現状であり、ほとんどの納税者はまじめに努力をして納税をしています。こういう中で年金から有無をいわず徴収をすると

いう特別徴収をしなければならないのか疑問に思うところでございます。政府公報によっても4月から導入しない市町村もあるようでございますので、正にそういうときに先んじて邑南町がしなければいけない理由は全くないのではないのでしょうか。正に血も涙もない仕打ちではないかと思ひ反対をいたします。

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) もう一度、反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第18号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第19号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第19号邑南町国民健康保険条例の、元へ、よって、議案19号邑南町国民保険、健康保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第20号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 反対、賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第20号邑南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、げんあなど、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第21号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第21号邑南町福祉医療、医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第22号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第22号邑南町香木の森公園条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第23号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第24号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第25号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第26号にたい、26号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第26号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第27号平成20年度邑南町一般会計予算について反対討論をいたします。今日、我が国のひせき、非正規雇用の増加や派遣偽装請負、長時間労働やサービス残業の労働を巡る問題や医師不足や医療費総抑制政策の元での医療の衰退偏在また高すぎる健康保険料や保険証の取り上げ、更には後期高齢者医療の差別待遇など暮らしと健康、命に関わる問題が、を重要になっている中での平成20年度の当初予算であります。この中で石橋町長は、妊産婦検診16回実施や保育料改定更に福祉医療の継続またAEDの設置や笑顔サポートなど、そしてこの間福祉灯油更に農業用燃料の支援など町長の政治姿勢をこの部分では高く評価したいと思います。しかし、改めて指摘したいのは人権問題に対する歪んだ教育や行政の姿勢であります。法終結後、数年を経て多くの自治体で部落解放同盟と。法終結後、数年を経て多くの自治体で同和教育が、ど、同和施策が終了し、しているのにも関わらず、また一方で部落解放同盟と、という特定のうんどうんだ、運動団体と行政の癒着や腐敗がマスコミでもとりさら、とる、批判されてる中で、邑南町では2006年5月町内の中学校で括弧、差別事象、括弧があったとのことで以来2年越しに煩雑に当該こうこ、当該校や教育委員会の研修が開かれ、更に2006年に設置された邑南町差別事象対応本部会議が秘密裏の内に9回も開かれていました。議会基本条例の制定に基づき、私が閉会中の質問件で、この実態を質問いたしましたけれども教育委員会は出席者の名簿も議事録も明らかにできない、公表もできないと頑張っていました。当然道理に基づいて追求した結果、石橋町長は今後は公開することを約束いたしましたけれども、しかし、今日、この邑南町に被っている人権問題を利用した行政のゆが、歪みは正に逆行であり、逆行であります。まちづくり基本条例に反するこのような行政姿勢は直ちに改めなくてはなりません。改めなくては基本条例、せっかく作った基本条例が泣きます。この立場から反対をいたします。

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

●山中議員(山中康樹) 15番。

●議長(三上徹) はい、15番。

●山中議員(山中康樹) 議案第27号20年度一般会計予算に賛成討論を行います。20年度予算案は石橋町長の第1期町政の総仕上げの予算編成であります。基金を取り崩さない財政健全化へのスタート予算と位置付け、地方再生対策費が20年度に1億7千900万円見込まれていますが、以前として厳しい財政状況の中、高度情報通信基盤整備を初めとして子育て支援の拡充策として特に重点的に母子保健事業実践への積極的な姿勢が伺われます。また福祉医療費助成は1年間の制度延長も盛り込まれ、更に新規事業として携帯電話の不感地域解消として移動通信用鉄塔施設整備事業

など周辺地域格差解消対策予算も計上されております。最小の財源で最大の効果を上げる努力が何われ、数々のところに積極的な予算の姿勢が見られ評価でき、本予算に賛成をするものといたします。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 続いて、反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、挙手多数、賛成多数。よって、議案第27号平成20年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第28号平成20年度の国民健康保険事業の予算に対して反対討論をいたします。国保会計の当初予算でございまして、今回税条例の改正はございませんけれども、これは後期高齢者の問題や前期高齢者の異動等まだ不明な部分がある、不明な部分があることが含まれているからであると思っておりますけれども、ただ、こん、3月議会の中で資料請求をし、その説明を受けた結果、まだ推計の状況ではあるけれども資産割は、医療費分でいうと29.65から32.88まで税率が上がる計算になりますし、所得割についても少し下がるということになっておりますけれども。そして、そのことによって、全体としてバランスが取れて、大きな値上げではないという話であります。しかし、7割軽減の人は基礎控除以下の人であって、あります。従って所得割は無く資産割だけが残ってきますけれども、この資産割の税率が上がるということは取りも直さず固定資産税のアップになってまいります。65歳から74歳、年金をもらう人たちにとってその徴収方法も先ほど申した特別徴収ということも含んでまいりますから大きな負担であります。私は、あのう、こうした当初予算に反対すると同時に、是非町長に要望したいと思うのは、基礎控除以下の所得が無い7割軽減の人たちに対して所得割、資産割に対しては軽減は全くないわけですから、これを例えば介護保険などのように段階的な軽減を年金額によって行うか、または免税ぜん、免税点の設定等で軽減を図るか、是非、研究をしていただきたいということを要望し反対討論といたします。

●議長(三上徹) 賛成討論は、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 続いての、反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第28号平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第29号平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第30号平成20年度邑南町老人保健事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(三上徹) はい、16番。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第31号平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対討論をいたします。後期高齢者の制度が国民の大きな反対の中でも、この4月から実施が始まるわけで、これにともなう実質的な予算の始まりであります。ただ県が推計している資料によれば邑南町では3千400人の後期高齢者や異動する人の内、千876人、55%が7割軽減であるというふうに推計されています。先ほども申しましたが7割軽減というのは非課税の所得しかないという世代、世帯であります。本人であります。で、その場合でも7割の軽減を受けた場合でも均等割3万9千670円の計算でいたしますと、月にほぼ千円の負担になります。毎月、月に1万5千円以上年金から天引きするわけですから10、1万5千円の内千円が取られる、更に介護保険でも取られるという形になって来るわけでありまして。そしてこのことはもう一方で介護保険が導入されたときも生じたわけですが、一つの世帯であっても、これまで税金申告の上では扶養家族にとっても、その方が払う後期高齢者の保険料は社会保険料、その世帯の社会保険料控除では、としては使えません。その結果、逆、実質的にその部分はその世帯にとっては増税になっていきます。月1万5千円以下の年金の方からの普通徴収を邑南町でしていくわけでございますけれども、これは事務方の方も払う方も大変深刻な事態が生じることが予想されています。町長も質疑の中で見切り発車はつらい、このように答弁をなさっています。今後どのように法案が修正されるか分かりませんが、取りあえずお金だけは先にいただいていくというのが、今のやり方ですからゆ

る、許すわけにまいりません。また質疑でも指摘したように広域連合による減免だけではなくて、こうした場合に町独自の減免制度を設けることは厚労省も認めております。是非、この軽減制度を導入されることを強く要望して反対討論といたします。

- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) つづ、続いての、反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第31号平成20年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第32号平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第33号平成20年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。初めに反対討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第34号平成20年度邑南町電気通信事業特別会計

予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、休憩をいたしたいと思います。再開は、午後 2 時半といたします。その間、議会運営委員会等を開きます。

—— 午後 2 時 1 1 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 3 1 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま、町長から議案第 35 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、また、桑野議員の、桑野議員他 6 名の議員から発議第 4 号、日高勝明議員他 5 名の議員の方から発議第 5 号、以上 2 件の発議が提出されました。これを日程に追加し、日程、追加日程第 2 として、また、先般の会議において決定されました邑南町議会委員会条例一部改正にともなう常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 3 として議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、また、発議第 4 号、発議第 5 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、また、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第 1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第 1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第 35 号指定管理者の指定についてを議題といたします。ここで松本議員、日高學議員、日高亘議員、日高勝明議員、山中副議長、三上議長の除斥について採決いたします。お諮りいたします。議案第 35 号につきましては松本議員、日高學議員、日高亘議員、日高勝明議員、山中副議長、三上議長に直接の利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、先ほど読み上げました 6 名の議員を除斥したいと思います。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、松本議員、日高學議員、日高亘議員、日高勝明議員、山中副議長、三上議長を除斥することに決定をいたしました。読み上げました 6 名の議員の方の退場を求めます。議長の私と山中副議長が共に退席しますので、その間議長につきましては、先に仮議長に選任いたしました高本議員をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

(事務局長の誘導により、6 名の議員退場。仮議長高本議員、議長席に着席)

- 仮議長(高本勝藏) 仮議長を仰せつかりました高本でございます。三上議長、山中副議長が除斥になりましたので、この間、私が議事を進行いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- 仮議長(高本勝藏) それでは議案第 35 号に対する、提出者から議案、提、提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 仮議長(高本勝藏) はい、町長。

- 石橋町長(石橋良治) (議案第 35 号の提案理由説明を行う。)

- 大田定住企画課長(大田文夫) 番外。

- 仮議長(高本勝藏)** はい、定住企画課長。
- 大田定住企画課長(大田文夫)** (議案第35号の詳細説明を行う。)
- 仮議長(高本勝藏)** 以上で、提出者の提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。議案第35号に対する質疑はございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 仮議長(高本勝藏)** 無いようでございますので、議案第35号の質疑を終わります。これより討論、採決に入ります。議案第35号に対する反対討論がございましたでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 仮議長(高本勝藏)** 賛成討論でございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 仮議長(高本勝藏)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 仮議長(高本勝藏)** 全員賛成、全員賛成によって、議案第35号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定いたしました。ここで退場されております。6名の議員の方の入場を求めます。私はこれで仮議長を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。  
(高本議員は議長席を退席、事務局長誘導6名の議員入場、議長着席)

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議員議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹)** それでは、追加日程第2、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。初めに、発議第4号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。17番桑野議員。
(議員登壇)
- 桑野議員(桑野剛司)** それでは農業委員会委員の推薦について、提案説明をさせていただきます。発議第5号、平成20年3月21日、邑南町議会議長三上徹様、提出者、邑南町議会議員桑野剛司、賛成者、邑南町議会議員長谷川敏郎、同、日高勝明、同、山中康樹、同、日高亘、同、高本勝藏、同、日高學、農業委員会委員の選任について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。それでは別紙、裏側をご覧ください。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定によりまして委員を推薦をいたします。推薦をいたします方は、ここにお示しておるお方でございます。寺内洋子、邑南町中野43番地、昭和26年3月10日生。寺本喬、邑南町日和1312番地、昭和22年6月17日生。岸忠良、邑南町久喜462番地、昭和18年9月21日生。河野朋子、邑南町上口羽808番地、昭和14年2月25日生。以上の4名のお方でございます。本件は、農業委員会等に関する法律の第12条第2号の規定に基づくものでございまして、推薦をしている方は、それぞれに農業農地に関しまして識見豊かな方でございます。どうぞ、ご賛同をいただきまして議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。失礼いたしました、発議5号と申しましたが発議第4号でございますので訂正のほどお願いいたします。
- 議長(三上徹)** 以上で提出者の説明は、終了いたしました。ここでお諮りをいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っておりますこれにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 異議なしと認めます。よって本件は、質疑、討論を省略して直ちに採決することに決定をいたしました。

(提出者降壇)

●**議長(三上徹)** これより発議第4号を採決いたします。発議第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、発議第4号農業委員会委員の推薦については、原案のとおり推薦することに決定をいたしました。

●**議長(三上徹)** 続きまして、発議第5号自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。18番日高勝明議員。

(議員登壇)

●**日高議員(日高勝明)** 先ほど皆さま方の全員のご同意をいただきました陳情審査報告におきまして、賛同いただきましたので、その願意に添う内容の意見書を教育民生常任委員会のメンバーで提案しようとするものでございます。ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。発議第5号、邑南町議会議長三上徹様、提出者、邑南町議会議員日高勝明、賛成者、邑南町議会議員池田宗雄、同、長谷川敏郎、同、三上徹、同、石橋純二、同、松本正、自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書の提出について、上記の議案を別紙とおり会議規則第13条の規定により提出します。裏側をご覧いただきたいと思っております。案分を朗読して提案を申し上げます。自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書、提案理由をご説明いたします。自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書、第162通常国会で成立し、2006年4月に施行された保険業法等の一部を改正する法律、以下、新保険業法という、により、団体構成員の相互扶助を目的として自主的に運営されている共済制度、以下、自主共済制度という、が保険業法適用の対象とされた。これにより、自主共済制度を運営する団体は、原則として、来年の3月末までに保険会社等会社組織によらなければ自主けい、共済制度を運営することができなくなった。保険会社等の設立には、厳しい要件があり、自主共済制度の中には解散を余儀なくされたものも出ている。そもそも保険業法改正の趣旨は、共済の名を利用して不特定多数の消費者からお金を騙し取る、いわゆるニセ共済を規制し消費者を保護することにあつた。政府の金融審議会でも、構成員が真に限定されているものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべきであると指摘されていた。新保険業法の適用によって、多くの自主共済制度に解散を余儀なくさせることは、消費者保護を目的とした本来の保険業法改正の目的に反するだけでなく、自主共済制度加入者の権利や既得権を不当に奪いかねない。わが国の社会保障制度の下で、自主共済制度は、団体構成員の生活を守るための助け合い相互扶助制度として長年に亘って自主的かつ健全に運営され、国民の生活のよりどころとして重要な役割を果たしており、営利を目的とした保険会社の、等の保険業、保険業とは明確に区別されるべきものである。以上のことから、団体構成員の相互扶助を目的とする自主的かつ健全に運営されている自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月21日、島根県邑南町議会、この意見書を提出しよういたします先は、衆議院議長、敬称を略させていただきます。衆議院議長河野洋平、衆議院財務金融委員長原田義昭、参議院議長江田五月、参議院財政金融委員長峰崎直樹、内閣総理大臣福田康夫、総務大臣増田寛也、金融担当大臣柳澤伯夫、以上のところへ送致しようとするものでございます。ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。

(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。初めに、反対討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第5号自主共済制度を保険業法の適用から除外するよう求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 常任委員会委員の選任

●議長(三上徹) 追加日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第1項の規定によりましては、お手元に配布しておりますとおり常任委員会委員の選任案のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、従って、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しておりますとおり、常任委員会委員の選任案のとおり決定をいたしました。ここで、暫時休憩といたします。議場内でお待ちください。

(追加日程の配布)

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

●議長(三上徹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま各常任委員会委員長から閉会中の継続審査、調査の付託について申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題にいたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査、調査の付託を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第4 閉会中の継続審査・調査の付託

●議長(三上徹) 日程第4、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思えます。これにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成20年第3回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 2 時 5 7 分 閉会 ——